

盛岡広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）路線名 盛岡横手線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 岩手郡雫石町大字西安庭第15地割字下長谷地54番8地先から第14地割字長谷地45番11地先まで
 - イ 岩手郡雫石町大字南畑第14地割字大谷地55番6地先から第12地割字大村5番6地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成23年2月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで
- 2（1）路線名 盛岡停車場線
 - （2）供用開始の区間 盛岡市盛岡駅前通2番4地先から510番地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成23年2月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで
- 3（1）路線名 盛岡環状線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 岩手郡滝沢村鶉飼字細谷地146番13地先から滝沢字平蔵沢160番1地先まで
 - イ 岩手郡滝沢村滝沢字外山178番4地先から字土沢265番3地先まで
 - ウ 岩手郡滝沢村滝沢字土沢268番5地先から字中村51番12地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成23年2月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで
- 4（1）路線名 紫波江繋線
 - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町赤沢字岡田47番地先から遠山字中松原73番15地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成23年2月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで
- 5（1）路線名 紫波インター線
 - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字下藪100番1地先から字白旗33番7地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成23年2月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで
- 6（1）路線名 西山生保内線
 - （2）供用開始の区間

ア 岩手郡雫石町字高倉山国有林149林班た小班地先から152林班ろ小班地先まで

イ 岩手郡雫石町字高倉山国有林152林班い小班地先から157林班ほ小班地先まで

(3) 供用開始の期日 平成23年2月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで

7(1) 路線名 大志田停車場線

(2) 供用開始の区間

ア 盛岡市浅岸字大志田川10番1地先内

イ 盛岡市浅岸字大志田川22番地先内

ウ 盛岡市浅岸字大志田川22番地先内

エ 盛岡市浅岸字大志田川35番1地先内

オ 盛岡市浅岸字大志田川35番1地先内

(3) 供用開始の期日 平成23年2月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで

8(1) 路線名 大ヶ生徳田線

(2) 供用開始の区間 盛岡市大ヶ生8地割29番6地先から23地割99番1地先まで

(3) 供用開始の期日 平成23年2月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで

9(1) 路線名 国見温泉線

(2) 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字橋場竜川山国有林99林班に小班地先内

(3) 供用開始の期日 平成23年2月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年2月1日から同年3月1日まで